

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**1 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

(地震・津波)

政府の地震調査委員会によれば、南海トラフで発生するマグニチュード8から9クラスの巨大地震が、今後30年以内に発生する確率は「80%程度」とされている。

当地域では、100年から150年周期でマグニチュード8クラスの大規模な地震が発生し、甚大な被害を受けており、昭和19年の昭和東南海地震や昭和21年の昭和南海地震から約80年が経過する中で、近い将来発生する可能性が高まっていると考えられる。

平成25年3月に和歌山県が公表した「南海トラフ巨大地震」による津波浸水想定では、地震の規模はマグニチュード9.1、田辺市の最大震度は7、最大津波高は12mと予測されている。

また、市の津波ハザードマップによると、当会が立地する旧田辺市の市街地は、その多くの地域が津波による浸水地域であり、特に新庄地区、文里地区、江川地区、芳養地区などの沿岸地域では5m以上の浸水が予想されている。

(洪水)

平成17年5月の市町村合併以降、本市で発生した一番大きな災害としては、平成23年の台風第12号による紀伊半島大水害がある。大杉地区で総降水量が1,998mmを観測し、そのほかの広い範囲で1,000mmを超える記録的な豪雨となり、本宮地域を中心に市内各地で河川氾濫による家屋の浸水や山腹崩壊をはじめとする土砂災害等で甚大な被害を受けた。

市内を流れる主な河川のうち、当会が立地する田辺地域では、芳養川、左会津川、右会津川、名喜里川などは、知事管理河川であり、その一部が重要水防箇所指定されている。また、左会津川は水位周知河川にも指定されている。

市の洪水ハザードマップによると、左会津川沿いで最大5m以上、そしてその多くの地域は0.5～3mの浸水が予測されている。

加えて、芳養川についても、過去の豪雨による浸水範囲を、聞き取り調査や過去の浸水写真をもとに作成した浸水実績図において、川沿い付近で浸水している。

(土砂災害)

田辺市では、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」が多数抽出されている。

県の土砂災害ハザードマップによると、山間地域では、一般的に山地(斜面や溪流)からの様々な土砂災害に対する危険性は高く、大半の集落が川沿いの狭小な谷底平野や河岸段丘に散在しており、背後に斜面がせまっているなど、台風や集中豪雨による土砂災害が懸念される。

なお、近年の市街地周辺部への人口増加や土地利用の多様化が進む中、本市においても山麓への宅地開発や住宅増加がみられ、土砂災害の危険性が高い地域が増加する傾向にある。

(その他)

台風による気圧の下降に伴う海面の上昇と、強風やうねりによる海面の上昇に加え、満潮時と重なるような場合には、当会が立地する海岸部は、高潮の被害を受けることがある。

また、市の防災重点農業用ため池ハザードマップによると、大雨や大地震により、ため池が決壊することがあるので、注意が必要である。

**(2) 商工業者の状況**

- ・商工業者等数 3,099人
- ・小規模事業者数 2,591人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	A 農業、林業	9	6	沿岸部にある
	B 漁業	1	1	沿岸部にある
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
	D 建設業	252	243	市内に広く分散している
	E 製造業	188	168	市内に広く分散しているが、沿岸部や会津川沿いも多い
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	5	市内に広く分散している
	G 情報通信業	22	18	市内に広く分散している
	H 運輸業、郵便業	48	32	市内に広く分散している
	I 卸売業、小売業	925	696	市内に広く分散しているが、沿岸部や会津川沿いも多い
	J 金融業、保険業	85	76	市内に広く分散している
	K 不動産業、物品賃貸業	210	202	市内に広く分散している
	L 学術研究、専門・技術サービス業	126	106	市内に広く分散している
	M 宿泊業、飲食サービス業	506	422	駅前に集積している
	N 生活関連サービス業、娯楽業	358	334	市内に広く分散している
	O 教育、学習支援業	88	78	市内に広く分散している
	P 医療、福祉	118	85	市内に広く分散している
	Q 複合サービス事業	13	12	市内に広く分散している
R サービス業（他に分類されないもの）	144	107	市内に広く分散している	
	合計	3,099	2,591	

**(3) これまでの取組**

① 当市の取組

- ・ 田辺市地域防災計画の策定（毎年度改訂）
- ・ 防災訓練の実施（年1回 9月実施）
- ・ 防災備品の備蓄（1日分）
- ・ 防災フェスティバルの開催

② 当会の取組

- ・ 事業継続力強化計画策定講座実施
- ・ 事業継続力強化計画策定支援
- ・ BCP 策定に係る専門家派遣
- ・ 当会事業継続力強化計画策定
- ・ 避難訓練実施
- ・ 災害&感染症等対策セミナー実施（サテライト会場）
- ・ 東京海上日動火災保険(株)とBCP策定支援に関する包括連携協定締結

**2 課題**

- ・ 平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、リスクファ

イナンス対策を周知するなどが必要である。

- ・計画策定後の取組（見直し・訓練など）についても実施されていない事業者が多い。

### **3 目標**

- ・地域の産業やサプライチェーンに影響を及ぼす恐れのある、主に沿岸部の製造・建設・卸小売業に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### **4 その他**

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### **5 事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

### **6 事業継続力強化支援事業の内容**

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### **(1) 事前の対策**

- ・本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### **① 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明することで、無関心層への啓発をはかる。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、市が主催する防災訓練について周知し参加を促すことで、計画策定後の支援（見直し、訓練等）のきっかけとする。

#### **② 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成**

- ・事業継続計画（令和3年2月作成）。

#### **③ 関係団体等との連携**

- ・連携協定を結ぶ損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### ④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・田辺市商工振興課と田辺商工会議所とで、状況確認や改善点等について協議する。

#### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震・水害等）が発生したと仮定した市等による訓練への参加、当市との連絡ルートの確認等を行う。

### (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、田辺市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### ② 応急対策の方針決定

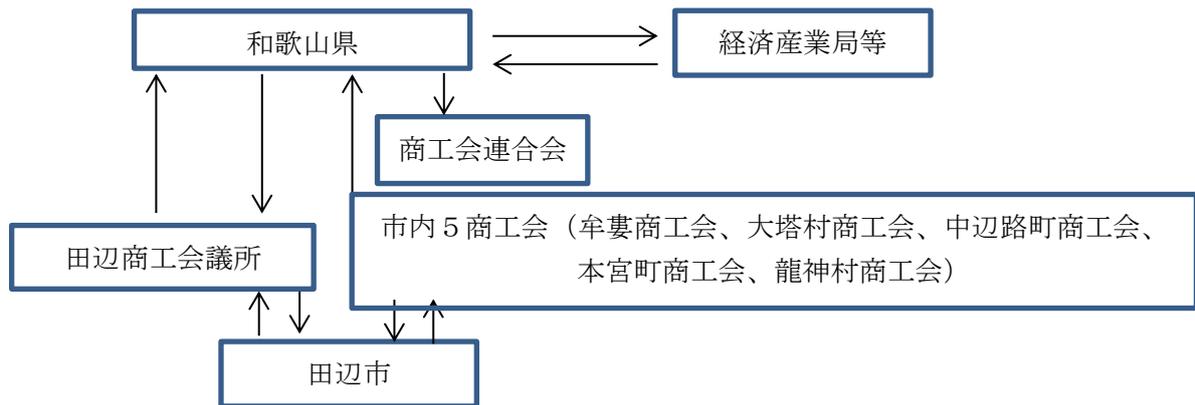
- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週に1回共有する
2ヶ月以降	1月に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「田辺市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

#### ③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や田辺市地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を和歌山県の指定する方法にて当会又は当市から和歌山県へ報告する。



#### ④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、田辺市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### ⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

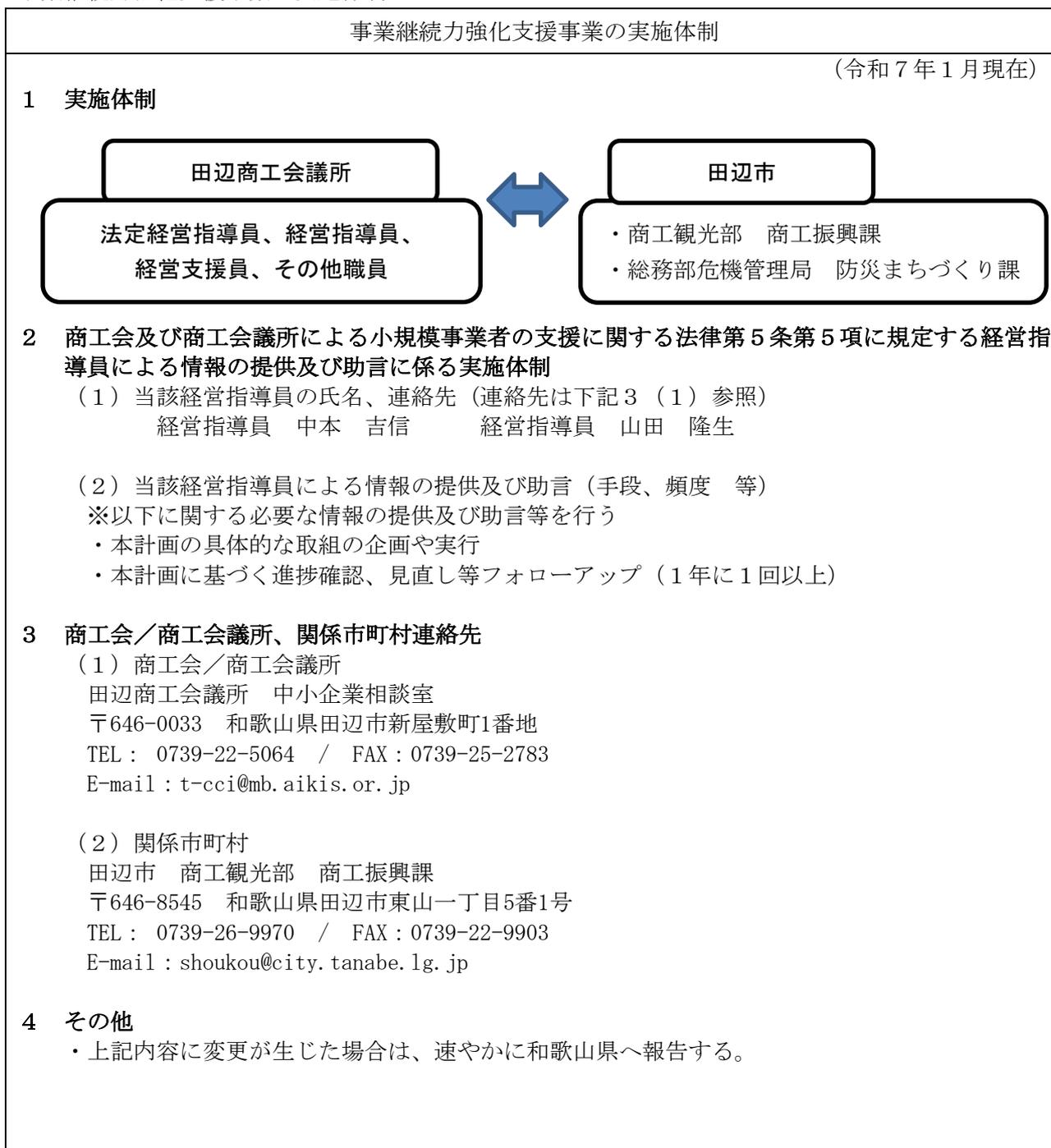
- ・田辺市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会議所連合会、日本商工会議所に相談する。

#### ⑥その他

- ・本計画は、田辺商工会議所及び田辺市のHP・広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
・専門家派遣費	300	300	300	300	300
・会議・勉強会・視察費	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	300	300	300	300	300
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、田辺市補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。